

鹿沼市公共施設等民間提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、将来においても安全・安心な行政サービスを提供するため、公共施設及び公的不動産（以下「公共施設等」という。）の更新又は利活用について、民間の自由な発想による創意工夫を生かした提案を募ることにより、行政サービスの向上、公共施設等の維持管理に要する経費の削減等を目的とする。

(基本方針)

第2条 市長は、全ての公共施設等の更新及び利活用について民間から提案を募り、公共施設等の設置目的、必要性等に応じ、それぞれ民間活力の導入について検討するものとする。

2 市長は、原則として、既存施設の改修及び建替を除き、新たな公共施設等の設置をしないものとする。この場合において、行政サービスの向上、地域の活性化その他やむを得ない事情により公共施設等を設置するときは、前条に規定する目的（以下「制度目的」という。）に鑑み、当該公共施設等の設置について民間活力の導入を検討するものとする。

(提案の対象及び内容)

第3条 民間事業者は、この告示に基づき、本市が設置した全ての公共施設等に対し、提案することができる。ただし、次に掲げる提案を除く。

- (1) 新たに公共施設等を設置する必要がある提案
- (2) 既に他の民間事業者が利活用を行っている公共施設等において、単に、自らが当該利活用を行う者になるための提案
- (3) 既に公共施設等で行われている行政サービスの受託者になるための提案
- (4) その他市長が制度目的の実現に適さないと認める提案

2 前項の規定による提案（以下「提案」という。）の内容は、行政サービスの向上、公共施設等の維持管理に要する経費の削減及び地域の活性化を含むものでなければならない。

(提案をすることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、提案をすることができない。

- (1) 個人
- (2) 提案を実施する意思、資力、信用、能力等を有しないと市長が認める者
- (3) 法令等に違反して事業を実施している者

- (4) 市税を滞納している者
- (5) 本市が行う入札について、指名停止の措置を受けている者
- (6) 清算、破産、再生、更生等の手続が開始されている者
- (7) その他市長が公共施設等の管理運営を委ねる者として不適切であると認めるもの

(公共施設等の運営状況の公表)

第5条 市長は、民間事業者が制度目的の実現に有益な提案をすることができるよう、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 公共施設等の名称、所在、設置目的、所管部署名その他の概要
- (2) 公共施設等の維持管理に要している経費の額
- (3) 公共施設等において実施している行政サービスの内容
- (4) その他市長が制度目的の実現に資すると認める事項

(相談)

第6条 民間事業者は、提案について、市長と随時相談することができる。この場合において、市長は、正当な理由なく相談を拒んではならない。

(提案の実施)

第7条 民間事業者は、提案をしようとするときは、公共施設等活用提案書（様式第1号）に資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(提案内容の確認)

第8条 市長は、提案を受けたときは、当該提案をした民間事業者にヒアリングを行い、その結果を公共施設等の民間提案ヒアリングシート（様式第2号）に記載しなければならない。

(評価委員会)

第9条 市長は、提案を評価するため、鹿沼市公共施設等民間提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案の評価及び採用に関すること。
- (2) 民間事業者の選定に関すること。
- (3) 市長が民間事業者から徴収する額に関すること。
- (4) 提案内容に応じた公共施設等の移管に関すること。

(5) その他制度目的の実現に係る重要事項に関すること。

3 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総合政策部長

(3) 行政経営部長

(4) 提案のあった公共施設等及び関連事業を所管する部局長

(5) 公共施設等が所在する地区の代表者、公共施設等の利用者その他市長が必要に応じて指名する者

4 評価委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は、会議を招集し、会務を総理する。

6 評価委員会は、提案を適切に評価するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を評価委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

7 評価委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

(提案の採用)

第10条 評価委員会は、提案の内容について評価し、採用、一部採用又は不採用の意見を付して、市長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評価委員会は、提案の採用に当たり課題の整理又は解決、地元住民との調整等が必要であると認めるときは、継続協議の決定をすることができる。この場合において、評価委員会は、当該提案をした民間事業者に対し、期限を定めて所管部署と協議する旨を指示するものとする。

3 評価委員会は、前項の期限が経過したとき又は所管部署から継続協議の結果について報告を受けたときは、再度当該継続協議に係る提案を評価するものとする。ただし、当該提案をした民間事業者が提案を取り下げたときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による意見の報告を受けたときは、当該意見を参酌の上、提案について採用、一部採用又は不採用のいずれかを決定するものとする。

(事業者の選定)

第11条 市長は、提案の内容が次の各号のいずれにも該当すると評価委員会に評価されたときは、事業化に向けた協議による合意を経て、1者随意契約の方法により、当該公共施設等の利活用を行う者を選定する。

(1) 提案を採用することにより、その公共施設等における行政サービスの向上又は地域活性化が著しく進展することが客観的に明らかであるもの

- (2) 提案を採用することにより、その公共施設等の整備又は維持管理に要する経費を著しく削減できることが客観的に明らかであるもの
 - (3) その民間事業者が権利を有する商標、特許、知的所有権その他これらに準ずる高度なノウハウが、提案内容の実現に必要なものであるもの
 - (4) 1者随意契約以外の方法で公共施設等の利活用を行う者を選定することにより、前号の高度なノウハウが流失し、又は提案者の損失に繋がるおそれが高いこと。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、提案の内容が次の各号のいずれにも該当すると評価委員会により評価されたときは、事業化に向けた協議による合意を経て、1者随意契約の方法により、当該公共施設等の利活用を行う者を選定する。
 - (1) 前項第1号及び第2号に該当すること。
 - (2) 同一の民間事業者が、本市にした提案と同種の提案を他の地方公共団体にし、又は自ら事業化を検討している場合であって、本市よりも先に当該他の地方公共団体が提案を採用し、又は自ら事業化することが決定されたときは、本市に対する提案が実現されないおそれが著しく高いこと。
 - 3 前2項の規定に該当しないときは、当該公共施設等の利活用を行う者は選定しないものとする。

(採用の取消)

第12条 市長は、事業化に向けた協議等により、提案された事業を実施できない事由が発生した場合、前2条の規定に関わらず、採用を取り消すことができる。

(公表)

第13条 市長は、公共施設等の利活用を行う者を選定したときは、速やかにその旨を公表するものとする。この場合において、市長は、鹿沼市情報公開条例（平成9年鹿沼市条例第15号）第6条に規定する非公開情報を除き、公表することができるものとする。

2 前項の規定による公表は、市のホームページへの掲載によりするものとする。

(費用負担)

第14条 この告示に基づく提案に要する一切の経費は、民間事業者の負担とする。

(提案の取扱い)

第15条 市長は、提案に含まれる民間事業者独自の創意工夫、ノウハウ等が他の民間事業者に漏れることがないように十分に留意するものとする。

2 市長は、1者随意契約以外の方法により提案のあった公共施設等の利活用を行う者を選定する場合、提案により知った民間事業者独自の創意工夫、ノウハウ等を設計、仕様等に含めてはならないものとする。

(教育財産に関する読替)

第16条 教育財産については、この告示中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、制度目的の実現に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

公共施設等活用提案書

鹿沼市長 宛

所在地
名称
提案者 代表者氏名
電話番号
印

1 提案の対象となる公共施設等

公共施設等の名称	
公共施設等の所在地	鹿沼市
事業名	

2 提案の具体的内容

(1)目的

(2)実施内容

(3)効果

①行政サービスの向上

②財政負担の軽減

③地域活性化

④その他

(4)活用できるノウハウ等

3 提案の実施体制

(1) 通常時の実施体制

(2) 緊急事態発生時体制、対応方法等

4 提案に係る収支計画

(1) 概算経費額

(2) 資金の調達方法等

5 その他

(1) 提案の実施に関する課題

(2) 提案の実施に関する鹿沼市への要望

(注意事項)

- 1 記載しきれない場合は、別紙を添付してください。この場合において、提案書の各項目と別紙の関係が分かるよう工夫してください。
- 2 記載項目は、必要に応じて追加してください。記載項目について、記載すべき内容がない場合は「なし」と記載し、記載項目を削除しないでください。

※職員記載欄（提案者は、記載しないでください。）

受領	ヒアリング	評価委員会	継続協議	評価結果	決定
/	/	/	/	/	/

評価委員会の評価結果

採 理	否 由	<input type="checkbox"/> 採用	<input type="checkbox"/> 一部採用	<input type="checkbox"/> 継続協議	<input type="checkbox"/> 不採用

様式第2号（第8条関係）

公共施設等の民間提案ヒアリングシート

公共施設等の名称			
公共施設等の所在地	鹿沼市		
用途制限	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 補助金等の要件 ()		
所管部署		担当職員氏名	
作成年月日	年 月 日	作成者	

1 提案者の情報

団体等の名称			
所在地			
連絡先			
団体等の区分等	区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利	
	業種	<input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他()	
主な実績			

2 提案内容

用途、事業等	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 福祉事業 <input type="checkbox"/> 文化活動 <input type="checkbox"/> 体験学習 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 地域活動 <input type="checkbox"/> その他()			
実施期間	年 月から 年 月まで (年間・ か月)			
提案内容				
効果	<input type="checkbox"/> 行政サービスの向上 <input type="checkbox"/> 財政負担の軽減 <input type="checkbox"/> 地域活性化 <input type="checkbox"/> その他()			
実施方式	<input type="checkbox"/> 自己所有(購入) <input type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 市から受託			
支払可能金額	円 (賃貸借及び委託にあつては、年額)			
建物の活用	<input type="checkbox"/> 全部活用 <input type="checkbox"/> 一部() <input type="checkbox"/> なし			
建物の改修等	<input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 撤去	費用負担意思	あり・なし	
土地の改修等	<input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 撤去	費用負担意思	あり・なし	
課題・要望				

3 庁内調整

関係部署	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (課名:)			
協議	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要			